

概要版

子ども、みんなが主役！ よこはまわくわくプラン

2025～2029

(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市子ども計画)



横浜市

第1章

計画について

- ◆本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。また、こども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域こども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」（二一ズ量）及び、量の見込みに対応する「確保方策」（確保量）を定めます。
- ◆第3期事業計画は、第2期事業計画までのこども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置付けに加え、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及びこども・若者育成支援推進法に基づく「こども・若者計画」としても位置付けます。
- ◆本計画の計画期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。
- ◆計画の対象は、こども基本法を踏まえて、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。
- ◆横浜市中期計画をはじめ、こども・子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

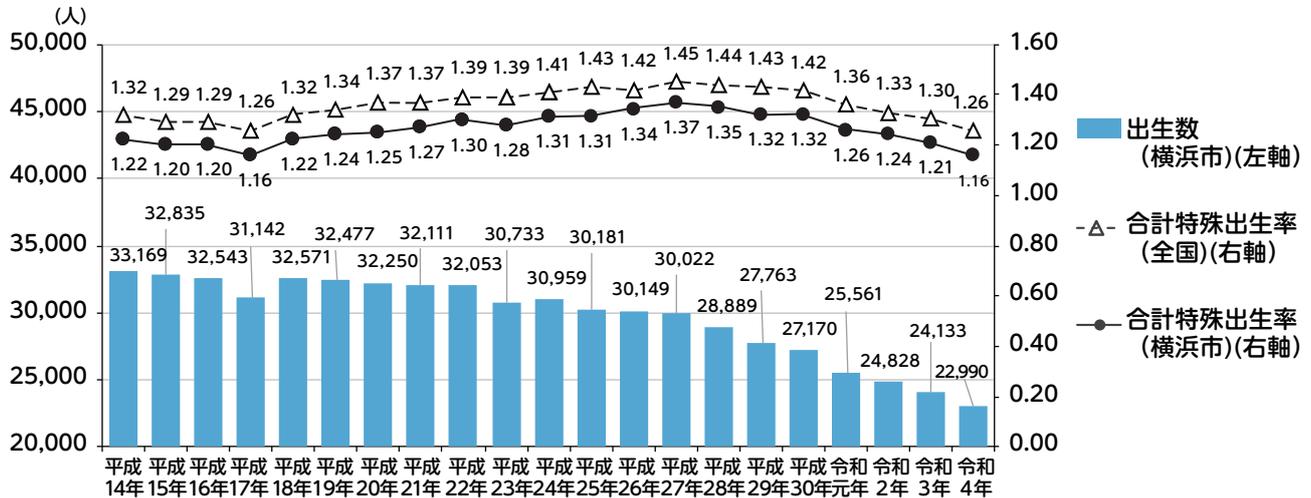
こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例と計画の位置付け

- 令和5年4月、新たに「こども基本法」が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- 令和7年4月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例では、こども・子育てについての基本理念として、「全てのおとなは、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤である」という認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組むことを掲げています。こども基本法に定められる市町村こども計画については、条例第8条において、「この条例を踏まえて策定する」こととしています。
- こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例の施行を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置付け
こども・子育て支援法	市町村こども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法／横浜市こども・子育て基本条例	市町村こども計画
こども・若者育成支援推進法	市町村こども・若者計画

1 人口や少子化の状況

- ◆ 本市の出生数は減少傾向にあり、2022年時点で2.3万人です。1人の女性が一生のうちに生むこどもの数の指標「合計特殊出生率」は、2022年時点で、全国が1.26であるのに対して、本市は1.16と低い水準となっています。



(出典) 横浜市「横浜市統計書」、厚生労働省「人口動態統計」

2 こども・家庭の状況

- ◆ 未就学児のいる世帯では、父母共に就労している共働き世帯の割合は69%に上昇しています。未就労の母親は27%で、そのうち80%が就労意向があります。就業形態、働く場所や時間の多様化など、父母共に、様々な働き方のニーズへの対応が求められています。
- ◆ 2023年度に教育・保育事業を利用している割合は0歳児は27%、1歳児は63%、2歳児は75%に上昇しました。出産後、半年くらいまでの間に「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」があった割合は72%となっています。未就学児のいる世帯では、子育てに関する困りごとは、「こどものしかり方・しつけ」が56%、「仕事との両立」が46%、「こどもの教育」が39%、「経済的な負担」が38%となっています。
- ◆ 本市調査では、こどもを育てている現在の生活の満足度は未就学児保護者が74%、小学生保護者が61%で5年前と比較して低下しています。
- ◆ 本市調査(こども本人向けの質問)では、「建物の中で思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で思いきり遊べる場所」を求める声が多くなっています。
- ◆ 本市の児童虐待相談対応件数は2023年度で約1.4万件と増加傾向にあります。
- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合っ、いじめ、暴力、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出しています。

3 地域・社会の状況

- ◆ 本市調査によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解の促進」を挙げた人が48%となっています。
- ◆ 保護者から、子育て支援サービスの電子化等のデジタル活用のニーズがあります。
- ◆ 日本語指導が必要な児童生徒数は、2024年には約4,200人と、2014年の約3倍に増加しています。

1 目指すべき姿

全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、
 未来を創ることも一人ひとりが、
 自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓（ひら）く力、
 共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 こどもの視点に立った支援

こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 全てのこどもへの支援

疾病や障害の有無にかかわらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全てのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にす一貫した支援

こども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、こどもの成長を長い目でとらえ、こどもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

4 こどもに内在する力を引き出す支援

こどもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、家庭の子育て力を高めることで、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、支援する視点を持って取り組みます。

6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

7 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

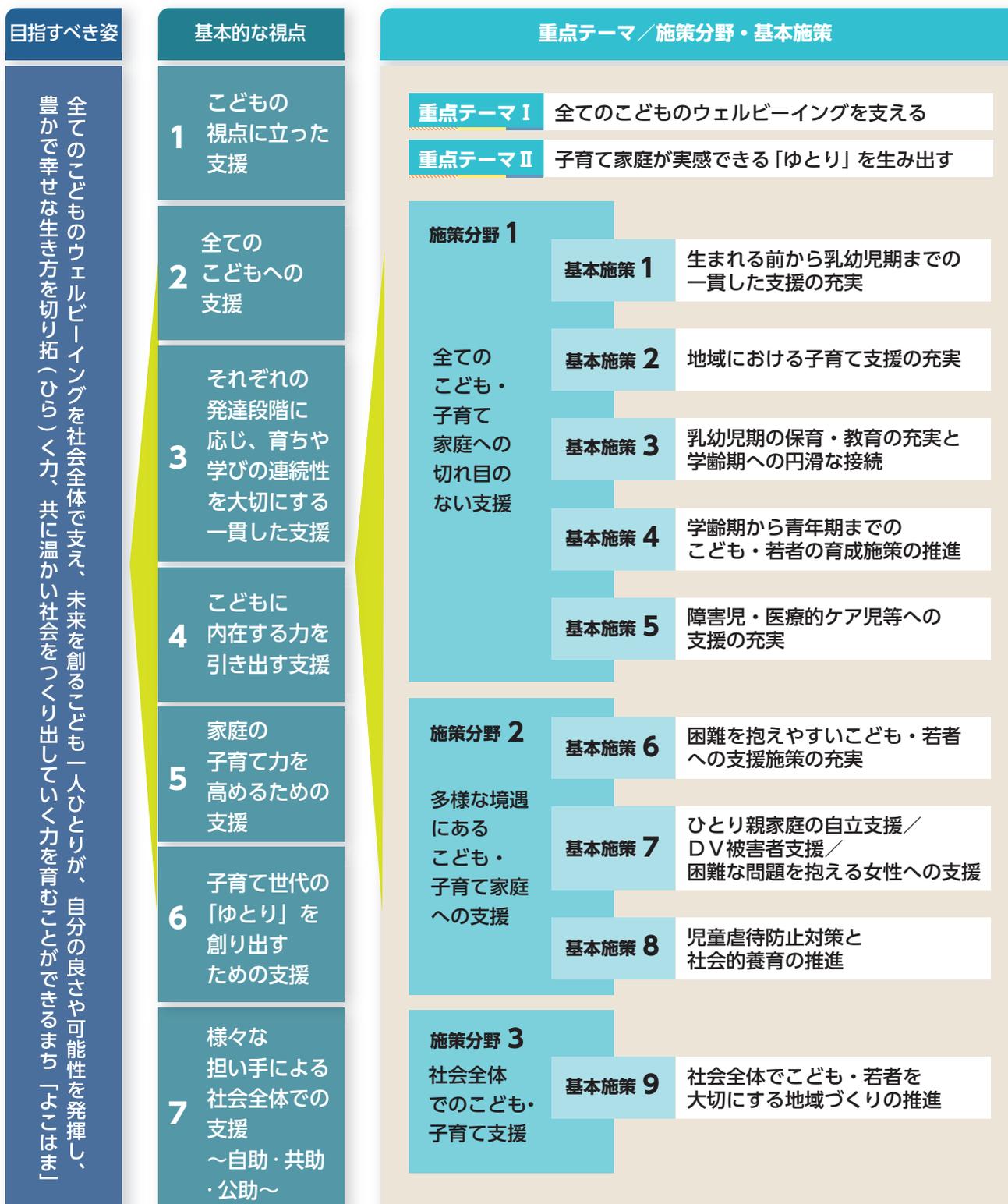
「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、こども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うと共に、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

第4章

施策体系と事業・取組

令和5年4月に子ども基本法が施行され、市町村子ども計画としても位置付けを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、第3期計画では新たに2つの重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。



全てのこどもの ウェルビーイングを支える

背景

- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って表出するため、こども・若者本人への支援に加え、保護者等を含め重層的にアプローチしていく必要があります。教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージを通して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- ◆ 全てのこどもが、家庭や学校以外にも、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができるよう、環境整備を進めていくことが必要です。
- ◆ こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見の施策への反映などについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

方向性

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

アウトカム指標※1	現状値 (R5)		目標値 (R11)
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合※2	63%		70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ち軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標をもっていますか／②自分のことが好きですか／ ③自分には良いよいところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

※1 アンケート調査はあくまで回答者本人の主観に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための1つの要素にはなりませんが、これをもってこどものウェルビーイング全体を測るものではありません。こども大綱では、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」ととされています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

※2 利用者アンケートの『自分自身への変化』の項目で「自分に自信がついた」「人前で話すのが得意になった」「自分が明るくなった」「自分が何かの役に立てるのを知った」「将来や進路を考えられるようになった」と回答した若者の割合

主な事業・取組

包括的に支える地域ネットワーク	こどもの居場所・遊び場、体験活動の充実	こどもの思いや意見を聴き、尊重するための取組
<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センター機能の設置 ● 地域子育て相談機関の設置 ● 青少年相談センター事業 ● 困難を抱える若者に対するSNS相談事業 ● ヤングケアラー支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● こども・若者の居場所づくり ● こども・青少年の体験活動の推進 ● プレイパーク支援事業 ● 安全・安心な公園づくり ● こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進 ● こどもの意見を聴く取組の推進 ● 児童相談所等の相談・支援策の充実

子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

背景

- ◆ 本市調査(未就学児保護者)で共働き世帯の割合は69%、両親共にフルタイム就労している割合は46%と共働き世帯が増加しています。子育てをされていて感じる困りごととして、「仕事との両立」を挙げた割合は、未就学児調査で46%と、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭は少なくありません。
- ◆ 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究(ハマスタディ)」によると、本市の両親共にフルタイム勤務をしている子育て家庭について、妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- ◆ 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者が子どもに向き合う時間を充実させることにつながり、また、保護者が子育てをするうえで、不安感や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることは、子どもの健やかな成長につながっていきます。
- ◆ 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言え、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

方向性

(1) 時間的負担感の軽減 (2) 精神的負担感の軽減 (3) 経済的負担感の軽減

アウトカム指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%
子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%
子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%
子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%	51.6%
子どもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%
親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができていると思う人の割合	51.3%	59.9%
「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%

※パマトコ登録者に7つのアウトカム指標に沿ったアンケートを行い、現状値を把握しました。

主な取組内容

- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- にもつ軽がる保育園
- 中学校給食事業
- 一時預かり事業
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供
- 小学生の朝の居場所づくり事業
- 商業・集客施設等での一時預かり促進事業
- 子どもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業
- 子育てタクシー普及促進事業
- 妊産婦・子どもの健康相談事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 地域子育て相談機関の設置
- 子ども家庭センター機能の設置
- 妊婦健康診査事業
- 妊婦等包括相談支援事業／妊婦のための支援給付
- 出産費用助成事業
- 小児医療費助成事業
- 児童手当

生まれる前から乳幼児期までの 一貫した支援の充実

- ◆ 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心してこどもを生き育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。
- ◆ 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、こどもの健やかな成長を確保するため、妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
4か月健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「4か月健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「3歳児健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

主な事業・取組

- 思春期保健指導事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 産科・周産期医療の充実
- 小児医療費助成事業
- 妊婦等包括相談支援事業／妊婦のための支援給付
- 出産費用助成事業
- 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 産後母子ケア事業
- 産前産後ヘルパー派遣事業
- 産婦健康診査事業
- 乳幼児健康診査事業等
- 妊産婦・こどもの健康相談事業



◀「妊産婦・こどもの健康相談」画面



地域における 子育て支援の充実

- ◆ 安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。
- ◆ 多様な子どもや大人との出会い、モノ・自然・絵本・場所等といった環境との関わりを通して、こどもの興味・関心に合わせた「遊びと体験」の環境と機会を提供します。

目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の環境と機会の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみで子ども・子育てを温かく見守る環境づくり

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
親子の居場所の利用を通じて、つながりをつくったり、情報が得られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を利用している」「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (R10)
子育てについて不安を感じる方が減少する	「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (R10)
子育て家庭が地域に見守られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをされていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (R10)

主な事業・取組

- 地域子育て支援拠点事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出
- 地域子育て相談機関の設置
- 親と子のつどいの広場事業
- 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業
- 子育て支援者事業
- 未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供
- 体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成
- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- 横浜子育てサポートシステム
- 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）
- こども家庭センター機能の設置
- 子育てタクシー普及促進事業



乳幼児期の保育・教育の充実と 学齢期への円滑な接続

- ◆ 「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を大切にしながら、研修の充実や公開保育への支援等を通じて保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。また、個別に支援が必要な児童に対する支援を実施するほか、保育・教育施設から学校への円滑な接続、待機児童・保留児童対策や保育士等の人材確保の取組の推進、一時預かりや病児保育等の多様なニーズに応じる環境整備を進めます。

目標・方向性

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様なニーズへの対応と充実

アウトカム	指標	現状値	目標値 (R11)
待機児童の解消	待機児童数	5人 (R6年4月1日)	0人
こどもたちが、自分の思いや主体性を尊重された保育・教育を受けている	保育・教育施設へのアンケートにおいて、こども一人ひとりの思いをくみ、興味関心に合わせた柔軟な保育を施設全体で実践していると回答した割合	46% (R6年度)	70%

主な事業・取組

- 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進
- 「保育・幼児教育センター（仮称）」の整備
- 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進
- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- 保育・幼児教育の場の確保
- 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
- 保育・教育コンシェルジュ事業
- 保育所等の利用におけるオンライン申請の推進
- 保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援
- 将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援
- 一時預かり事業
- こども誰でも通園制度の実施
- 24時間いつでも預かり保育事業
- 商業・集客施設等での一時預かり促進事業
こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり



幼保小の連携、交流の様子

「よこはま☆保育・教育宣言 ～乳幼児期の心もちを大切に～」

大切にしたいこどもの姿や保育の方向性を示すものとして、日々の保育の実践に生かしています。

共有したいこどもの姿・方向性 今と未来を生きるこどもを育みます

宣言1 安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します

宣言2 こどもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

幼保小の連携
乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育に
つなげます

学齢期から青年期までの こども・若者の育成施策の推進

- ◆ こども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進、地域主体の取組の推進を図ります。
- ◆ こども・若者に関する施策・事業の推進に当たっては、こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくとともに、こども・若者の声を聴く機会を設け、その意見を反映する取組を進めます。
- ◆ 放課後の時間を過ごす全てのこどもの安全・安心な居場所を確保し、更なる質の向上を図るとともに、子育て世代にゆとりを創出し、こどもと向き合う時間の充実につながるよう、「小1の壁」の解消に取り組めます。

目標・方向性

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) こども・若者の人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
クラブを利用する児童の満足度の向上	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、「クラブは楽しいですか」の項目で「楽しい」「どちらかという楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
こども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合*	63%	70%
多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、地域でこども・若者の見守りが充実している	地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757団体	877団体

※ 利用者アンケートの『自分自身への変化』の項目で「自分に自信がついた」「人前で話すのが得意になった」「自分が明るくなった」「自分が何かの役に立てるのを知った」「将来や進路を考えられるようになった」と回答した若者の割合

主な事業・取組

- 放課後児童育成事業
- 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供
- 小学生の朝の居場所づくり事業
- こども・若者の居場所づくり
- こども・青少年の体験活動の推進
- プレイパーク支援事業
- 安全・安心な公園づくり
- 子どもの文化体験推進事業
- 子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業
- 子どもアドベンチャーカレッジ事業
- 中学校給食事業
- こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援
- こども・若者の意見を反映した事業の実施

放課後の体験プログラムの様子▶



障害児・医療的ケア児等への 支援の充実

- ◆ 地域で必要な支援を適切な時期に受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図ります。将来の自立等に向けて療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実を図ります。また、入所児童の成人期の地域での生活への移行の推進を図ります。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児等の在宅生活支援や医療・福祉・教育分野の受入れ体制の充実に取り組みます。
- ◆ こどもの意見を聴く取組の推進や障害への理解促進を図ります。

目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
地域療育センターと保育所等の地域の関係機関との連携が図られている	地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回
保育所等に通う医療的ケア児への支援力が強化され、医療的ケア児が安心して通園できる	保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

主な事業・取組

- 地域療育センター運営事業
- 保育・教育施設等における障害のある子ども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進（再掲）
- 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進（再掲）
- 障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進
- 療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実
- 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上
- 障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進
- 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進
- メディカルショートステイ事業の推進
- 小児がん患者のがん対策の推進
- 小児慢性特定疾病対策事業
- こどもの意見を聴く取組の推進
- 市民の障害理解の促進



地域療育センター ひろば事業の様子

困難を抱えやすい子ども・若者への 支援施策の充実

- ◆ 困難を抱えやすい子ども・若者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、各学校や地域人材との連携、地域住民への啓発などを一層推進します。また、年齢によらない切れ目のない支援や、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援を行います。
- ◆ ヤングケアラーの様々な負担の軽減や、本人やその家族を社会全体で見守り・支える環境づくりを進めます。

目標・方向性

- (1) 子ども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れた子ども・若者への支援の充実
- (3) 切れ目のない支援を実現するための関係機関等の連携

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
若者が社会参加している	青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539人/年	7,700人 (累計)
子ども・若者の不安や悩みが軽減している	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラーを社会全体で見守り、支える環境づくりができています	ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998人/年	6,000人 (累計)

主な事業・取組

- 青少年相談センター事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- 困難を抱える若者に対するSNS相談事業
(よこはま子ども・若者相談室)
- ヤングケアラー支援事業
- 子ども・若者の意見を聴く取組の推進
- 不登校児童生徒支援事業
- 不登校の子ども等困難を抱えやすい子どもの居場所づくり
- 地域等と連携したいじめ等の防止
- 外国につながる子どもたちへの支援事業
- 寄り添い型生活支援事業
- 寄り添い型学習支援事業
- 放課後学び場事業
- 経済的に困難を抱える世帯への就学援助等
- 自殺対策事業



ヤングケアラー 広報啓発イベントの様子

ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

- ◆ ひとり親家庭が抱える複合的な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、子育て・生活、就業、養育費確保、相談など総合的な自立支援を進めます。また、ひとり親家庭のこどもに対する直接的なサポート充実と意見表明機会の提供に取り組みます。
- ◆ DV被害者や困難を抱える女性とそのこどもに対し、関係機関と連携しながら自立に向けた相談支援を実施するとともに、広報・啓発やアウトリーチの実施等により、相談につながりやすい環境づくりを進めます。

目標・方向性

- (1) ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- (2) ひとり親家庭のこどもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- (3) DV被害者及び困難を抱える女性、そのこどもへの安全・安心の確保と自立支援
- (4) 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親家庭が本市支援により就労に至っている	ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人／年	1,800人 (累計)
ひとり親家庭のこどもが進学や就職に向けて取り組んでいる	思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%
DV等被害者が、適切に相談支援に繋がっている	DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

主な事業・取組

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
(ひとり親サポートよこはま)
- 日常生活支援事業 (ヘルパー派遣)
- 養育費確保支援事業
- 思春期・接続期支援事業
- 母子生活支援施設
- こどもの意見を聴く取組の推進
- 住宅確保の支援
- DV被害者支援
- 女性緊急一時保護施設補助事業
- 若年女性支援モデル事業
- デートDV・DV防止事業



相談風景 ▶

(ひとり親サポートよこはま)



児童虐待防止対策と 社会的養育の推進

- ◆ 児童虐待対策を総合的に推進し、未然防止から再発防止までの支援策を強化します。
- ◆ 各区にこども家庭センター機能を設置し、包括的な相談支援を提供するとともに、児童相談所の機能を強化し、虐待の早期発見や親子関係の再構築及び支援の充実を図ります。
- ◆ 社会的養育を推進し、里親登録者の確保や施設の多機能化・高機能化を進めます。更に、こどもの意見表明の機会を確保し、権利擁護の取組を推進します。

目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) こどもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
こどもの安心安全が保障されている社会の実現 (虐待死の根絶)	児童虐待による死亡者数	2人	0人
こどもと保護者の心理・社会的孤立の解消	こども家庭センター設置数	3か所 (R6)	18か所
	合同ケース会議での協議件数 (妊産婦、こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	—	30,000件
こどもの最善の利益を図るための家庭養育の優先	里親委託率	20.7%	36.8%
	里親登録者数	277組	430組
	ファミリーホーム設置数	8か所	9か所

主な事業・取組

- 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 妊娠・出産相談支援事業 (再掲)
- こども家庭センター機能の設置 (再掲)
- 学校・医療機関との連携強化
- 児童虐待防止の広報・啓発
- 養育支援家庭訪問事業
- 親子関係形成支援事業
- 児童相談所等の相談・支援策の充実
- 一貫した社会的養護体制の充実
- 里親等委託の推進
- 子育て短期支援事業
- こどもの意見を聴く取組の推進



児童虐待防止広報・啓発の取組



社会全体でこども・若者を大切に する地域づくりの推進

- ◆ 仕事と育児等の調和が実現され、子育てを楽しみ、こどもの成長に関わることができる社会をつくるため、企業に対する支援や男性の育児等への参画の促進など、多様で柔軟な働き方と共育を推進します。
- ◆ こどもや子育て中の人を応援する取組が広がるよう、こどもを大切にする社会的な気運醸成に取り組むとともに、安全・安心な環境の中で子育てができるまちづくりを推進します。
- ◆ こどもの意見を聴き、施策・事業に生かすための取組を進めます。

目標・方向性

- (1) 多様で柔軟な働き方と共育の推進
- (2) こどもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備されている	市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上※
こどもや子育てにやさしい地域づくりが進んでいる	子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

※ 関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定します。

主な事業・取組

- 共に子育てをするための家事・育児支援
- 誰もが働きやすい職場環境づくりの推進
- 子育て応援アプリ「パマトコ」(再掲)
- 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成(よこはま楽家事応援団)
- 結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供や若い世代向けのライフデザイン支援
- 福祉のまちづくり推進事業
- 地域の総合的な移動サービス検討
- 地域子育て応援マンションの認定
- 安全・安心な公園づくり(再掲)
- 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実
- 子育て世代向け横浜の魅力PRサイト
- 地域防犯活動支援事業
- こどもの交通安全対策の推進
- よこはま学援隊事業
- 安全教育・防災対策の推進
- こどもの意見を聴く取組の推進



◀よこはまグッドバランス
認定企業向けセミナーの様子

パブリックコメントで出されたこどもの意見(抜粋)

- 若い世代もこの横浜市をより良く暮らしやすいまちにしていきたいです。そのために、若い世代の声も大事にして頂きたいです。
- のびのびと遊ぶことができる場所が少ないと感じました。
- ボールが使える広い場所、みんなで楽しく遊べる場所が欲しいです。
- 障害のあるこども、障害のある人と書いてあるが、生きづらさを感じる社会に障害があるのだと思う。誰もが生きやすい社会をつくることを考えた方がよい。
- 携帯を持たないこどもが相談するための場所を区役所に設置してほしい。

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- ◆ 本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めることとなっています。
- ◆ 令和5年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出すると共に、それに対応するための確保方策を策定します。

1 保育・教育に関する施設・事業

(単位：人)

	年度	令和7年度					令和8年度				
		教育・保育給付認定区分※1					教育・保育給付認定区分※1				
		3号		2号	1号	3号		2号	1号		
確保方策	年 齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
			量の見込み	6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830
	3歳未満児の保育利用率	51.1%					52.1%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,620	11,961	12,941	48,996	20,561	5,583	12,182	12,943	47,415	18,748
	私学助成幼稚園					17,631					16,036
	地域型保育・横浜保育室	661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21	
	計	6,281	13,862	14,812	49,018	38,192	6,249	14,164	14,830	47,436	34,784

	年度	令和9年度					令和10年度				
		教育・保育給付認定区分※1					教育・保育給付認定区分※1				
		3号		2号	1号	3号		2号	1号		
確保方策	年 齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
			量の見込み	6,217	14,466	14,848	45,854	26,063	6,185	14,768	14,866
	3歳未満児の保育利用率	52.0%					51.9%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,546	12,403	12,945	45,834	16,937	5,509	12,623	12,948	44,253	15,123
	私学助成幼稚園					14,439					12,845
	地域型保育・横浜保育室	671	2,063	1,903	20		676	2,145	1,918	19	
	計	6,217	14,466	14,848	45,854	31,376	6,185	14,768	14,866	44,272	27,968

	年度	令和11年度				
		教育・保育給付認定区分※1				
		3号		2号	1号	
確保方策	年 齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳
			量の見込み	6,154	15,069	14,885
	3歳未満児の保育利用率	51.7%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	5,471	12,846	12,950	42,674	13,313
	私学助成幼稚園					11,248
	地域型保育・横浜保育室	683	2,223	1,935	18	
	計	6,154	15,069	14,885	42,692	24,561

※1 「教育・保育給付認定区分」

- 1号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がないこどもに相当するもの
- 2号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性があるこどもに相当するもの
- 3号：満3歳未満であって保育の必要性があるこどもに相当するもの

2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	単位	上段：量の見込み、下段：確保方策						
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診回数(回/年)	285,830	288,831	291,828	294,828	298,317		
			285,830	288,831	291,828	294,828	298,317		
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数(件/年)	22,626	22,795	23,069	23,351	23,567		
			22,626	22,795	23,069	23,351	23,567		
		訪問率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
産後ケア事業	産後母子ケア事業	延べ利用人数(人/年)	10,924	12,168	13,487	14,842	16,176		
			10,924	12,168	13,487	14,842	16,176		
子育て短期支援事業	ショートステイ	延べ利用者数(人/年)	712	746	779	812	845		
			712	746	779	812	845		
	トワイライトステイ	延べ利用者数(人/年)	5,134	5,285	5,436	5,587	5,738		
			5,134	5,285	5,436	5,587	5,738		
母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数(世帯/年)	92	92	92	92	92			
		92	92	92	92	92			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	訪問世帯数(世帯/年)	407	407	407	407	407	
			ヘルパー	延べ派遣回数(回/年)	2,225	2,232	2,231	2,237	2,240
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	ヘルパー	延べ実施回数(回/年)	4,313	4,607	4,902	5,195	5,490
				延べ派遣回数(回/年)	8,882	9,038	9,196	9,349	9,504
	要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)	検討会議件数(件/年)	1,966	1,983	1,999	2,013	2,035		
			1,966	1,983	1,999	2,013	2,035		
	親子関係形成支援事業	実人数(人/年)	271	275	284	291	300		
			30	90	150	210	300		
	病児保育事業	病児保育事業	実施箇所数(か所)	30	30	30	30	30	
				30	30	30	30	30	
利用者支援に関する事業	妊婦等包括相談支援事業	面談実施回数(回/年)	78,000	78,960	79,920	80,640	81,360		
			78,000	78,960	79,920	80,640	81,360		
	横浜子育てパートナー	実施箇所数(か所)	28	28	28	28	28		
			28	28	28	28	28		
	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数(か所)	18	18	18	18	18		
			18	18	18	18	18		
	統括支援員	実施箇所数(か所)	18	18	18	18	18		
			6	18	18	18	18		
母子保健コーディネーター	実施箇所数(か所)	18	18	18	18	18			
		18	18	18	18	18			
こども支援員	実施箇所数(か所)	18	18	18	18	18			
		18	18	18	18	18			
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)	利用者数(人/月)	3,694	3,589	3,480	3,378	3,273		
			3,694	3,589	3,480	3,378	3,273		
放課後児童健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ	対象児童数(人)	34,847	34,047	33,245	32,446	31,600		
			42,437	41,463	40,487	39,514	38,482		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所等子育てひろば、幼稚園等はまっ子広場等	延べ利用者数(人/年)	61,773	65,549	69,325	73,101	76,878		
			61,773	65,549	69,325	73,101	76,878		
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育(1号)	延べ利用者数(人/年)	184,862	191,917	198,972	206,027	213,082		
			184,862	191,917	198,972	206,027	213,082		
	幼稚園での預かり保育(2号)	延べ利用者数(人/年)	1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713		
			1,962,033	2,029,203	2,096,373	2,163,543	2,230,713		
その他(保育所での一時保育、乳幼児一時預かり、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム、24時間いつでも預かり保育事業(旧：24時間型緊急一時保育事業)、休日一時保育)	延べ利用者数(人/年)	318,067	341,366	364,664	387,963	411,262			
		318,067	341,366	364,664	387,963	411,262			
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	延べ人数(人日)	0歳児	286	293	302	312	320	
			1歳児	28	101	172	246	320	
			2歳児	478	478	470	469	467	
			25	133	242	355	467		
			494	421	436	445	459		
			74	171	265	360	459		

1 様々な主体による計画の推進

- ◆ 本市におけるこども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられ、様々な地域で展開されると共に、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- ◆ 本計画は素案の作成段階から、「横浜市子ども・子育て会議条例」で定める附属機関である「子ども・子育て会議」で議論を重ねてきました。また、子育て世帯やこども本人を対象としたニーズ調査の実施や、市内全区における市民意見交換会の開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。
- ◆ これからも「自助・共助・公助」の考え方を大切に、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働し、計画を推進していきます。

2 こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

- ◆ 横浜市こども・子育て基本条例の施行に合わせ、本市におけるこどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。
- ◆ 取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の特性に合わせ、こどもの意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めていきます。

3 計画の点検・評価等

- ◆ 計画に定める事業・取組の内容や事業量等については、社会情勢や新たに把握したデータに基づくニーズ等を踏まえ、毎年度、必要な見直しを行います。
- ◆ 子ども・子育て会議は、こども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。引き続き計画のPDCAサイクルの確保に努め、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度の点検・評価や計画の中間見直しを実施していきます。

4 こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- ◆ 専門機関や地域資源同士が連携しながら、こども・子育て家庭を包括的に支援していくことが求められています。各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるよう、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
- ◆ こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成等に取り組み、支援の充実を進めていきます。

5 こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- ◆ スマートフォン一つで子育てに関する手続や情報収集などが可能となる、子育て応援アプリ「パマトコ」を令和6年度にリリースしました。今後も必要な情報を必要な人に届けられるよう開発を進めていきます。
- ◆ こどもたち本人に対しては、市のこども・子育て支援施策に関心を持ってもらうと共に、意見を表明する機会が確保されていることなどについて周知を進めていきます。
- ◆ こどもまんなか社会の実現のため、こどもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための気運の醸成に向けた情報発信・情報提供にも取り組んでいきます。



こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン

(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)

横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-4281 FAX 045-663-8061 Email kd-kikaku@city.yokohama.lg.jp

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html>

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER